

資料編

1. ちよだ生物多様性推進プラン策定の経緯

推進プランを策定するうえで、まず千代田区の自然環境を把握するために、平成22年から平成23年にかけて、生物多様性に関する基礎調査を実施しました。

また、推進プランは、千代田区生物多様性推進会議（区民や有識者からなる組織体）と千代田区生物多様性推進検討会（区役所の関連部署代表者などからなる組織体）の2つの会議体において議論を進め、策定しました。

（1）生物多様性に関する基礎調査

① 既存資料の整理

平成22年9月から平成23年3月に、区内の既存資料を収集・整理しました。

② 現況把握調査

平成23年1月から10月に、以下に示す場所において、植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物を対象に現況把握調査を実施しました。調査地点位置図は、次頁に示すとおりです。

現況把握調査地点一覧

地点No.	調査地点
①	日比谷公園
②	国会前庭
③	日枝神社
④	清水谷公園
⑤	ホテルニューオータニの屋上庭園
⑥	外堀の緑道
⑦	靖国神社
⑧	錦華公園
⑨	神田児童公園
⑩	神田川
⑪	日本橋川
⑫	東郷元帥記念公園
⑬	新見附濠・牛込濠
⑭	弁慶濠



現況把握調査 調査地点位置図

出典：「千代田区緑の実態調査及び熱分布調査」（平成 22 年度 千代田区）より作成。

(2) 千代田区生物多様性推進会議

① 委員名簿

(敬省略、五十音順)

役職	氏名	所属
座長	亀山 章	東京農工大学名誉教授
副座長	加藤 和弘	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
委員	宇佐美 奈誉実	公募区民
	及川 勝利	東京都環境局自然環境部緑施策担当課長
	上川 万里子	公募区民
	小山 淳	千代田区都市基盤整備担当部長
	金城 敦彦	一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会事務局長
	島崎 友四郎	千代田区環境安全部長
	白井 操子	千代田の野鳥と自然の会
	飛島 雄史	環境省皇居外苑管理事務所次長
	中村 守	(前)千代田区立麹町小学校長
	増子 恭代	公募区民
	矢島 稔	(財)東京動物園協会顧問
	山本 聡	三井住友海上火災保険(株)不動産部長
	山本 坦	NPO 法人東京セントラルパーク

※平成 25 年 3 月現在

② 会議の概要

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 23 年 9 月 22 日	・生物多様性地域戦略について ・千代田区における生物多様性の現状 ・千代田区の生物多様性の特徴および課題
第 2 回	平成 23 年 11 月 17 日	・生物多様性地域戦略について ・生物多様性に関わる既存施策について
第 3 回	平成 24 年 2 月 7 日	・生物多様性に取り組む理由について ・千代田区の生物多様性の将来像について ・地域戦略の目標と行動計画について
第 4 回	平成 24 年 5 月 10 日	・行動計画について ・進行管理について ・重点プロジェクトについて ・パブリックコメントの内容確認
第 5 回	平成 24 年 9 月 20 日	・パブリックコメント結果報告 ・生物多様性地域戦略(案)について
第 6 回	平成 24 年 12 月 12 日	・生物多様性地域戦略(案)の最終確認

(3) 千代田区生物多様性推進検討会

① 委員名簿

(敬省略、五十音順)

役職	氏名	所属
会長	島崎 友四郎	環境安全部長（環境安全部）
委員	芝崎 晴彦	企画調整課長（政策経営部）
	鈴木 秀人	地域保健課長（保健福祉部）
	服部 高明	生活衛生課長（保健福祉部）
	佐藤 敏章	まちづくり総務課長（まちづくり推進部）
	坂田 融朗	景観・都市計画課長（まちづくり推進部）
	笛木 哲也	道路公園課長（まちづくり推進部）
	阿部 寿	安全生活課長（環境安全部）
	乙幡 千枝実	環境・温暖化対策課長（環境安全部）
	高橋 誠一郎	子ども総務課長（子ども・教育部）
	佐藤 興二	指導課長（子ども・教育部）

※平成 25 年 3 月現在

② 会議の概要

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 23 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置について ・ 生物多様性と生物多様性地域戦略について ・ 区の生物多様性に関する取組みの現状について
第 2 回	平成 24 年 3 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性地域戦略の構成について ・ 目標と行動すべき内容について ・ 推進体制と進行管理について
第 3 回	平成 24 年 5 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画について ・ 進行管理について ・ 重点プロジェクトについて ・ パブリックコメントの確認
第 4 回	平成 24 年 10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント結果報告 ・ 生物多様性地域戦略(案)について

(4) パブリックコメントの概要

○実施時期 平成 24 年 8 月 5 日～8 月 21 日

○意見提出者数 48 名（区民 9 件、在勤者 29 件、在学者 9 件、団体 1 件）

○意見数 延べ 63 件

○意見の概要

- ・基本的には、素案に賛同する意見が多く寄せられた。反対意見はなかった。
- ・生物多様性の主流化に関する意見、生態系サービスと環境負荷低減に関する意見、隣接する自治体や区民・事業者・教育機関・環境保全団体等の他主体との連携に関する意見、具体的な行動に関する意見、策定後の進行管理に関する意見など、全体を通して、様々な意見を頂いた。

○意見の内訳	全般的事項	20 件
	表題・副題	1 件
	策定の背景（第 1 章）	1 件
	現状と課題（第 2 章）	1 件
	基本的な考え方と目標（第 3 章）	3 件
	行動計画（第 4 章）	36 件
	推進体制と進行管理（第 5 章）	1 件

2. 用語解説

(本文中の注釈から主要なものを抜き出して一部解説を加え、50音順で示しています)

外来生物

もともと自然状態では分布していなかった地域に、人間の様々な活動によって持ち込まれ定着した生物のことです。例えばアライグマやアメリカザリガニは、もともと日本にはいなかった動物ですが、海外から日本に持ち込まれ、野生化した外来生物です。また、本来北海道にはいなかったカブトムシが、本州から持ち込まれて北海道内で野生化していることが知られています。このように、もともと日本国内にいる生物でも、本来分布していなかった地域に人為的に持ち込まれた生物は外来生物と言えます。日本には、海外から持ち込まれた外来生物だけでも、2200種以上いることが知られています。

外来生物法

特定の外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として定められた法律で、正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」と言います。問題を引き起こす海外起源の外来生物を指定し、その飼育・栽培・保管・運搬・輸入といった取り扱いを規制しています。

グリーンロード・ネットワーク

皇居や代々木公園などの緑の拠点を、街路樹や河川沿いの緑で結ぶという東京都の緑化施策の一つです。東京都では、2007年6月に「緑の東京10年プロジェクト」を策定し、グリーンロード・ネットワークの形成や新たな緑地の創出などの取組みを通して、「緑施策」の一層の強化を図っています。

高等植物

根や茎、葉などの内部に水分や養分を通す管(維管束)を持つ分類群のことです。シダ植物、裸子植物、被子植物がこれに含まれ、藻類やコケ植物は含まれません。

在来種

もともとその地域に生育・生息している生物種のことです。「外来生物」に対する用語として「在来生物」とも言います。

植生

樹林や草地など、ある場所を覆っている植物の集団のことです。植生には、その場所の気候や地形、地質、さらには伐採や耕作といった人の関わり方などの違いによって、森林、草原、耕作地など様々な状態があります。植生はその地域の自然景観をかたちづくる基本的な要素であるとともに、そこにすむ生きものの生育・生息を支える基盤でもあります。

生態系

ある空間（地域）に生きるすべての生物とその基盤となる地形・土壌・水などからなる、ひとまとまりの自然の系（システム）のことです。生物は、食べたり食べられたり、あるいは互いの生存を助けながら複雑に関わり合い、それぞれの役割をもって生態系を構成しています。例えば、河川とそこにすむ生物同士の関わりをひとつの系としてとらえ、「河川生態系」などと呼びます。

生態系ピラミッド

生態系の構造を、それを構成する生きものの種類と量で模式的に表すと、最も数や量の多い分解者（菌類、土壌中の微生物など）・生産者（植物）を底辺として、一次捕食者（植物を食べる動物）、高次捕食者（一次捕食者などの動物を食べる動物）の順に、次第に量を減らしてピラミッド型に積み上げた状態として示すことができます。そのような生態系の構造を「生態系ピラミッド」と言います。

絶滅危惧種

もともと数が少ない、あるいは開発などによって数が減っているなどにより絶滅のおそれのある生物種のことです。本書では、環境省や東京都のレッドリストに挙げられている絶滅のおそれのある野生生物種を指します。日本では、環境省が国レベルでの絶滅危惧種を挙げているほか、都道府県など地方自治体がレッドリストを作成し、地域の絶滅のおそれのある野生生物種を指定しています。

底生動物

水中のうち主に水底に生息する動物の総称です。貝類、甲殻類、ゴカイ、ユスリカ幼虫など、水底を這ったり泥中に潜って生息する動物が含まれます。

特定外来生物

外来生物法によって指定された、規制の対象となる外来生物のことです。外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。2013年3月現在、植物12種、哺乳類21種、鳥類4種、爬虫類16種、両生類11種、魚類13種、クモ・サソリ類10種、甲殻類5種、昆虫類8種、軟体動物等5種の合計105種が特定外来生物として指定されています。

ビオトープ

ギリシャ語のビオス(Bios：生物)とトポス(Topos：場所)を合成したドイツ語で、「生物の生息する空間」と説明されるのが一般的です。何らかの生きものが生息・生育しうるあらゆる空間を言い表す用語です。最近では、トンボ池など人が創出した場所を指して「ビオトープ」と呼び、子どもの体験教育の場などとして活用しているところが増えています。「ビオトープ」は、特定の場所だけで成り立っているのではなく、地域の自然とのつながりをもった生態系ネットワークの一部であるということ意識することが重要です。

腐生植物

光合成によって養分をつくるための葉緑素をもたず、根に共生する菌類から養分を得て生育する植物のことです。例えば、千代田区では皇居吹上御苑においてタシロラソという腐生植物が生育しています。

緑化率


ある場所の全面積のうち、緑化された場所の面積が占める割合のことです。

ちよだ生物多様性推進プラン

発行日 平成 25 年 3 月

編集・発行 千代田区環境安全部環境・温暖化対策課
〒102-8688 東京都千代田区九段南 1-2-1
電話 03-5211-4255

※本書の複製頒布を禁止します。



「ちよだ生物多様性推進プラン」は、
生物多様性基本法により地方自治体の
努力義務とされている「生物多様性
地域戦略」として策定したものです。



千代田区環境安全部
環境・温暖化対策課

〒102-8688
東京都千代田区九段南1-2-1
TEL03(5211)4255

平成25年3月発行
R100
古紙・ループ配合率100%再生紙を使用